

# 多文化共生事業等助成金 助成事業の募集について

＜1次募集受付期間＞

2019年4月1日（月）～6月10日（月）

この助成金は、県内の民間団体が行う、多文化共生事業や国際交流事業に対して助成するものです。

県内に暮らす外国人の方に積極的な地域社会への参加を図る活動や、文化交流やスポーツ交流等を通じた国際交流活動により、本県の国際化を推進することを目的としています。

## 1. 対象事業実施期間

[1次募集]

**2019年4月1日（月）から2020年2月29日（土）まで**

※参考：[2次募集] 2019年10月1日（火）から2020年2月29日（土）まで

※予算の都合により、2次募集を実施しないことがあります。

## 2. 対象事業

県内で実施し、県民や外国人住民を対象として行われる非営利の事業で、（1）又は（2）のいずれかに該当するものです。

### （1）多文化共生事業

- ・外国人住民の地域社会への積極的な参加促進を図る事業
- ・外国人住民が生活していく上で必要な日本語学習等を支援する事業
- ・外国人住民が日常生活を営むために必要な相談、学習支援、情報提供等を実施する事業
- ・その他地域における多文化共生の推進に資すると認められる事業

[事業例]

外国人住民のための防災訓練、通訳・翻訳ボランティアの育成や派遣、日本語教室、多文化共生の意識を啓発するフォーラムやイベント 等

### （2）国際交流事業

- ・国際理解・国際交流の促進を目的とする事業
- ・文化交流、スポーツ交流、人物交流を目的とする事業
- ・国際交流に関わる担い手の育成を目的とする事業
- ・その他地域における国際化の推進に寄与するものと認められる事業

[事業例]

相互理解講座、スポーツ交流会、国際交流フェスティバル 等

## 3. 申請方法

申請期間内に申請書類一式を郵送または持参により、提出してください。詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.epic.or.jp/service/request.html>

### 提出先・問い合わせ先

公益財団法人 愛媛県国際交流協会（愛媛県国際交流センター 1階事務局）

〒790-0844 愛媛県松山市道後一万1-1

電話 089-917-5678 ファックス 089-917-5670

Eメール [ito@epic.or.jp](mailto:ito@epic.or.jp)（担当：伊藤）

### (1) 多文化共生事業 10万円以内

助成を受けようとする総事業費のうち、助成対象経費の上限を10万円とします。

### (2) 国際交流事業 3万円以内

助成を受けようとする総事業費のうち、助成対象経費の上限を3万円とします。

※同一事業に通算して3回の助成を受けると、いずれも助成対象経費の2分の1が上限となります。

## 5. 助成の制限等

同一団体に対する助成は、1年度につき1事業です。

## 6. 助成の対象となる団体

文化、スポーツ等の事業活動を行う民間の団体で、次の(1)～(7)までの全ての要件を満たすものを対象とします。

- (1) 設立に際し、国、地方公共団体等からの資金提供を受けていないこと
- (2) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とした団体でないこと
- (3) 事務所の所在地及び主な活動の場が県内であること
- (4) 代表者及び構成員が、原則として県民であること
- (5) 運営にあたり、構成員が5名以上であり、目的、組織、代表者等の定めがあること
- (6) 暴力団（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (7) 法人そのほかの団体の代表者、役員又は使用人そのほかの従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に指定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するものがないこと。

## 7. 助成の対象とならない事業

- (1) 会員等特定の者のみに寄与すると認められる事業
- (2) 金銭等の助成・補助事業
- (3) 特定の企業の宣伝につながるおそれのある事業
- (4) 特定の政治活動または宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (5) 公共の安全及び秩序または善良な風俗を害するおそれのある事業
- (6) 国、地方公共団体、国際交流協会及びその他の団体から補助金や助成金等を受けている事業（申請中のものを含む。）
- (7) その他助成対象とするには不適切と思われる事業

[事業例]

寄付金や募金を集めるイベント、スポーツ観戦、芸術や観光等を主たる目的とした事業

## 8. 助成対象経費

助成対象事業に要する直接経費で、助成対象経費（費目）は次のとおりです。

費目	助成対象経費	備考
(1) 諸謝金	外部から招く講師、通訳者に対する謝金	申請団体内部職員やスタッフ等への人件費は対象外とする。 金額は、事業の性格や社会通念上妥当と思われる範囲の額とすること。

(2) 交通費	上記の講師等に関わる交通費（航空機、鉄道、バス、船等の運賃）、宿泊費（実費）など移動に付随して発生する経費	申請団体内部職員やスタッフ等への交通費は対象外とする。 自家用車を利用する場合は、1キロあたり37円として算出する。 特別の事情がない限り、タクシーの利用を認めない。
(3) 印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター及びパンフレット等の印刷費。</li> <li>・事業当日の資料やプログラム等の印刷費。</li> <li>・報告書印刷費。</li> </ul>	会員や事業の関係者のみを対象に配布するものは対象外とする。 他の事業経費や団体の運営費と共用した経費で、当該事業対象分として切り分けができない場合は助成対象外とする。（例：団体事務所の複写機による印刷経費等）
(4) 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関わる印刷物等を配布するための送料。</li> <li>・講師等への連絡に関わる郵送料。</li> </ul>	経費の算出根拠（送付数、数量が分かるもの）資料の添付が必要。 通信費は、申請事業に該当する部分とそれ以外との経費の切り分けができない場合は助成対象外とする。
(5) 消耗品費	事業に直接要する事務用品、材料代、教材等。	用途が申請事業に限定されない一般的な事務機器類及び事務用品の購入費は助成対象外とする。（例：パソコン、コピー機、書類ラック等）
(6) 使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に直接使用する施設、設備、機材及び車両等の使用料や賃借料。</li> <li>・機材の撤去、看板、装飾その他臨時的な会場設営費用。</li> </ul>	団体事務所等の施設の設置及び運営経費は助成対象外とする。（例：事務所の賃借料、光熱水費、通信費、消耗品費等）
(7) 保険料	傷害保険等への加入費用。	
(8) その他	上記以外の経費が必要となる場合は、事前に相談のこと	

## 9. 助成対象外経費

- (1) 団体の運営に充てられる経費
- (2) 飲食を伴う経費
- (3) 助成事業以外への転用が可能な備品等の購入又は修繕費
- (4) 他団体に対する助成・補助経費

## 10. 手続きの流れ

